

## 公 告

分任契約担当官  
陸上自衛隊旭川駐屯地  
第343会計隊長 川越 浩平

下記のとおり一般競争入札を行います。

### 1 競争入札に付する事項

- (1) 件 名  
Aグループ 移動無線基地局車借上  
Bグループ 移動無線基地局車借上
- (2) 履行場所  
Aグループ 大矢野原演習場  
Bグループ 霧島演習場
- (3) 履行期間  
Aグループ 令和8年10月13日（火）～同年10月29日（木）  
Bグループ 令和8年10月13日（火）～同年10月29日（木）

### 2 競争参加するものに必要な資格に関する事項

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ているものは、同条中、特別な理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 全省庁統一資格申請において、「役務の提供等」に係る等級が「A、B、C、D」の格付けを有し、北海道地域又は九州・沖縄地域に競争参加資格を有する者（資格審査結果通知書の写し）を入札開始前までに提出すること。
- (4) 防衛省から取引停止等の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (5) 別紙「装備品等及び役務の調達に係わる指名停止等」に該当しない者であること。

### 3 契約条項を示す場所

陸上自衛隊旭川駐屯地第343会計隊契約班及び北部方面会計隊ホームページ

### 4 競争入札執行の場所及び日時

- (1) 場 所 陸上自衛隊旭川駐屯地 第343会計隊入札室（1号庁舎1階）
- (2) 日 時 令和8年10月2日（金）11時30分

### 5 保証金等に関する事項

- (1) 入札保証金 免 除  
但し落札者が「入札及び契約心得」に従って契約の締結手続きをしない場合には、落札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収する。
- (2) 契約保証金 免 除  
但し契約者が契約を履行しないときは、契約金額の100分の10以上を違約金として徴収する。

### 6 無効入札

- (1) 第2項に示す競争入札に参加する者に必要な資格がない者の行った入札
- (2) 入札金額、入札者氏名及び押印が判別しがたい入札
- (3) その他入札に関する条件に違反した入札
- (4) 電報又はFAXによる入札
- (5) 入札開始時刻に遅れた者による入札
- (6) 入札者が実施した誓約に虚偽があった場合又は誓約に違反する事態が生じた場合

## 7 落札決定方法

**グループ毎総額**（税別）が当隊所定の予定価格制限内の最低額入札者を落札者とする。なお、落札者となるべき最低額入札者が2人以上ある場合は、くじ引きにより落札者を決定する。

## 8 契約書等の作成

- (1) 落札者は落札決定後遅滞なく陸上自衛隊駐屯地用標準契約書の様式により契約書を作成する。
- (2) 契約条項は、駐屯地用標準契約書「賃貸借契約条項」、特約条項は「談合等の不正行為に関する特約条項」、「暴力団排除に関する特約条項」を適用する。

## 9 その他

- (1) 契約の成立時期については、契約書に双方が記名押印した時とする。
- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 代理人をもって入札に参加する場合は委任状を提出すること。
- (4) 入札者は次の文面を入札書に記載するものとする。  
「当社（私（個人の場合）、当団体（団体の場合））は上記の入札に対して「入札及び契約心得（駐屯地用）」及び「標準契約書（駐屯地用）」の契約条項を承諾の上、入札致します。また、当社（私（個人の場合）、当団体（団体の場合））は、「入札及び契約心得（駐屯地用）」に示された暴力団排除に関する誓約事項について、誓約いたします。
- (5) 郵便による入札は認めるが、令和8年10月1日（木）17：00までに会計隊契約班必着とする。その際、下記入札担当者に到着の有無を必ず確認すること。
- (6) 郵便入札を含む入札において、再度入札を行う場合は、官側が指定する日時において実施するものとする。
- (7) 本入札は、新型コロナウイルス感染防止のため、郵便入札を推奨する。
- (8) 入札及び契約事項に関する問い合わせ先  
陸上自衛隊旭川駐屯地 第343会計隊契約班 担当：古川  
T E L：0166-51-6111（内線3348）  
F A X：0166-51-6040  
メール：[343fin-na@inet.gsdf.mod.go.jp](mailto:343fin-na@inet.gsdf.mod.go.jp)  
メール送信をする場合は、電話連絡も実施すること。

仕様書に関する問い合わせ先

陸上自衛隊旭川駐屯地 第2師団司令部通信課 担当：庄田  
T E L：0166-51-6111（内線2293）

## 10 公告掲示場所及び期間

- (1) 掲示場所：旭川商工会議所、旭川駐屯地第343会計隊  
北部方面会計隊ホームページ <http://www.mod.go.jp/gsdf/nse/fin/>
- (2) 掲示期間：令和8年9月17日～令和8年10月2日

装備品等及び役務の調達に係わる指名停止等

1 防衛省大臣官房衛生監、運用企画局長、経理装備局長又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

2 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。

3 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。

4 第2号の「資本関係又は人的関係にある」場合とは、次に定める基準のいずれかに該当する場合をいう。

(1) 資本関係がある場合

次のア又はイに該当する二者の場合。ただし、アについては子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号及び会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第3条の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は、イについて子会社の一方が会社更正法（昭和27年法律第172号）第2条第7項に規定する更正会社（以下「更正会社」という。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続（以下「再生手続」という。）が存続中の会社である場合を除く。

ア 親会社（会社法第2条4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合。

イ 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合。

(2) 人的関係がある場合

次のア又はイに該当する二者の場合。ただし、アについては、更正会社又は再生手続存続中の会社である場合は除く。

ア 一方の会社の役員（常勤又は非常勤の取締役、会計参与、監査役、執行役、理事、監事その他これらに準ずる者をいい、社外役員を除く。以下の号において同じ。）が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合。

イ 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更正法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合。

ウ (1)及び(2)に掲げる場合のほか、資本構成又は人的構成において関連性のある一方の会社による落札が他方の会社に係る指名停止等の措置の効果を事実上減殺するなど(1)又は(2)に掲げる場合と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合。

| 陸 上 自 衛 隊 仕 様 書 |  |           |                |
|-----------------|--|-----------|----------------|
| 物品番号            |  | 仕 様 書 番 号 |                |
| 移動無線基地局車借上      |  | 第 1 号     |                |
|                 |  | 防衛大臣承認    | 年 月 日          |
|                 |  | 作 成       | 令和 8 年 9 月 9 日 |
|                 |  | 変 更       | 令和 年 月 日       |
|                 |  | 作成部隊等名    | 第 2 師団司令部 通信課  |

## 1 総則

### 1.1 適用範囲

この仕様書は、陸上自衛隊大矢野原演習場で使用する移動無線基地局車借上（以下、“本役務”という。）に関する事項について規定する。

### 1.2 用語及び定義

この仕様書で使用する用語及び定義は、G L T－C G－Z 0 0 0 0 0 1による

### 1.3 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

#### a) 仕様書

G L T－C G－Z 0 0 0 0 0 1 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

G L T－C G－Z 0 0 0 0 0 9 陸上自衛隊 I T 利用装備品等サプライチェーン・リスク対応共通仕様書

#### b) 法令等

防衛秘密の保護に関する訓令（平成 1 9 年防衛省訓令第 3 7 号）

秘密保全に関する訓令（平成 1 9 年防衛省訓令第 3 6 号）

## 2 本役務に関する要求

### 2.1 一般的要求事項

本役務は、陸上自衛隊が実施する演習で使用する移動無線基地局車の借上げを行うのもする。

### 2.2 役務内容

a) 移動無線基地局車の維持管理及び運用

b) その他技術的事項に関する支援

### 2.3 役務期間

令和 8 年 1 0 月 1 3 日（火）～同年 1 0 月 2 9 日（木）

### 2.4 納入場所

陸上自衛隊大矢野原演習場（基準）

### 2.5 製品の構成

構成は、表 1 によるものによる。

表 1－構成

| 番 号 | 品 名      | 数 量 | 備 考         |
|-----|----------|-----|-------------|
| 1   | 移動無線基地局車 | 1   | P-BTS 又は同等品 |
| 1-1 | 車 体      | 1   | －           |
| 1-2 | 衛星回線     | 1   | －           |

## 2.6 性能等

同等と判定する要求基準は、次による。

- a) 回線は、NTTドコモの通信を使用できること。
- b) 官側が指定するLTE通信環境が努めて確保できること。

## 2.7 技術的事項

契約の相手方は、官側の指示を受け、技術援助を行うものとする。この際、技術援助に必要な器材等の動作確認及び器材準備は、契約相手方が行うものとする。ただし、官側の装備品等を必要とする場合は、官側と調整の上、貸付を受けるものとする。

## 2.8 輸送費

賃貸借に掛かる往復の送料は、契約相手方が負担するものとする。

## 2.9 燃料費

移動基地局車運用にかかる電源の燃料は官にて調達・補給を実施する。

## 3 品質保証

監査及び検査は、契約担当官等が定める監督・検査実施要領による。

## 4 情報の保全

- a) 契約相手方が第三者を従事させる場合は、「情報システムの調達に係るサプライチェーンリスク対応のための措置について（通達）（平成13年管装第6186号）に定める特約条項によって、サプライチェーンリスク対応を行う。
- b) 契約の相手方は、本契約の履行によって直接又は間接を問わず知り得た事項の管理に万全を期するとともに、それらを部外への利用、公表などを防衛省の許可なく行ってはならない。また、この契約終了後も同様とする。
- c) 契約の相手側は、特定秘密の保護に関する訓令（平成26年防衛省訓令第64号）及び秘密保全に関する訓令（防衛省訓令第36号）（以下「訓令」という。）に基づき許可を受けて立ち入るものとする。

また、業務の実施に際して直接、間接を問わず知り得た秘密に関する事項については、訓令に基づき秘密の保全を行うものとする。

- d) 役務の実施に当たり、契約の相手側（下請負者、再委託等を含む。）は、役務対象物品又は官給品等について、情報の漏えい若しくは破壊又は障害等のリスク（未発見の意図せざるぜい弱性を除く。）が潜在すると知り、又は知り得るべきソースコード、プログラム、電子部品、機器等の埋込み又は組込みその他官側の意図せざる変更を行わず、かつ、そのために必要な相応の管理を行うものとする。

## 5 仕様書に関する疑義

この仕様書に関する疑義は、G L T－C G－Z 0 0 0 0 0 1 の 8.3 による。

# 市場価格調査依頼書

Aグループ(大矢野原演習場)

業 者 各 位

〒070-8630

旭 川 市 春 光 町 国 有 無 番 地

陸 上 自 衛 隊 旭 川 駐 屯 地

第 3 4 3 会 計 隊 契 約 班 古 川

TEL 0166-51-6111 (内) 3348

FAX 0166-51-6040

移動無線基地局車借上

について、総額での価格調査をお願いします。

1 依頼書提出期限 令和 8 年 9 月 30 日12時必着

2 付 記 この市場価格調査依頼は令和8年10月2日(金)11時30分に入札をする  
予定のものです。恐縮ですが、市場価格調査のご協力お願い致します。

|    | 品 名        | 規 格     | 数量 | 単位 | 単価 | 金額 | 備考   |
|----|------------|---------|----|----|----|----|------|
| 1  | 移動無線基地局車借上 | 仕様書のとおり | 1  | ST |    |    | (税抜) |
| 2  |            | 以下余白    |    |    |    |    |      |
| 3  |            |         |    |    |    |    |      |
| 4  |            |         |    |    |    |    |      |
| 5  |            |         |    |    |    |    |      |
| 6  |            |         |    |    |    |    |      |
| 7  |            |         |    |    |    |    |      |
| 8  |            |         |    |    |    |    |      |
| 9  |            |         |    |    |    |    |      |
| 10 |            |         |    |    |    |    |      |

| 業者名 | 担当者 |
|-----|-----|
|     |     |

| 陸 上 自 衛 隊 仕 様 書 |  |           |                |
|-----------------|--|-----------|----------------|
| 物品番号            |  | 仕 様 書 番 号 |                |
| 移動無線基地局車借上      |  | 第 2 号     |                |
|                 |  | 防衛大臣承認    | 年 月 日          |
|                 |  | 作 成       | 令和 8 年 9 月 9 日 |
|                 |  | 変 更       | 令和 年 月 日       |
|                 |  | 作成部隊等名    | 第 2 師団司令部 通信課  |

## 1 総則

### 1.1 適用範囲

この仕様書は、陸上自衛隊霧島演習場で使用する移動無線基地局車借上（以下、“本役務”という。）に関する事項について規定する。

### 1.2 用語及び定義

この仕様書で使用する用語及び定義は、G L T－C G－Z 0 0 0 0 0 1による

### 1.3 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

#### a) 仕様書

G L T－C G－Z 0 0 0 0 0 1 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

G L T－C G－Z 0 0 0 0 0 9 陸上自衛隊 I T 利用装備品等サプライチェーン・リスク対応共通仕様書

#### b) 法令等

防衛秘密の保護に関する訓令（平成 1 9 年防衛省訓令第 3 7 号）

秘密保全に関する訓令（平成 1 9 年防衛省訓令第 3 6 号）

## 2 本役務に関する要求

### 2.1 一般的要求事項

本役務は、陸上自衛隊が実施する演習で使用する移動無線基地局車の借上げを行うのもする。

### 2.2 役務内容

a) 移動無線基地局車の維持管理及び運用

b) その他技術的事項に関する支援

### 2.3 役務期間

令和 8 年 1 0 月 1 3 日（火）～同年 1 0 月 2 9 日（木）

### 2.4 納入場所

陸上自衛隊霧島演習場（基準）

### 2.5 製品の構成

構成は、表 1 によるものによる。

表 1－構成

| 番 号 | 品 名      | 数 量 | 備 考         |
|-----|----------|-----|-------------|
| 1   | 移動無線基地局車 | 1   | P-BTS 又は同等品 |
| 1-1 | 車 体      | 1   | －           |
| 1-2 | 衛星回線     | 1   | －           |

## 2.6 性能等

同等と判定する要求基準は、次による。

- a) 回線は、NTTドコモの通信を使用できること。
- b) 官側が指定するLTE通信環境が努めて確保できること。

## 2.7 技術的事項

契約の相手方は、官側の指示を受け、技術援助を行うものとする。この際、技術援助に必要な器材等の動作確認及び器材準備は、契約相手方が行うものとする。ただし、官側の装備品等を必要とする場合は、官側と調整の上、貸付を受けるものとする。

## 2.8 輸送費

賃貸借に掛かる往復の送料は、契約相手方が負担するものとする。

## 2.9 燃料費

移動基地局車運用にかかる電源の燃料は官にて調達・補給を実施する。

## 3 品質保証

監査及び検査は、契約担当官等が定める監督・検査実施要領による。

## 4 情報の保全

- a) 契約相手方が第三者を従事させる場合は、「情報システムの調達に係るサプライチェーンリスク対応のための措置について（通達）（平成13年管装第6186号）に定める特約条項によって、サプライチェーンリスク対応を行う。
- b) 契約の相手方は、本契約の履行によって直接又は間接を問わず知り得た事項の管理に万全を期するとともに、それらを部外への利用、公表などを防衛省の許可なく行ってはならない。また、この契約終了後も同様とする。
- c) 契約の相手側は、特定秘密の保護に関する訓令（平成26年防衛省訓令第64号）及び秘密保全に関する訓令（防衛省訓令第36号）（以下「訓令」という。）に基づき許可を受けて立ち入るものとする。

また、業務の実施に際して直接、間接を問わず知り得た秘密に関する事項については、訓令に基づき秘密の保全を行うものとする。

- d) 役務の実施に当たり、契約の相手側（下請負者、再委託等を含む。）は、役務対象物品又は官給品等について、情報の漏えい若しくは破壊又は障害等のリスク（未発見の意図せざるぜい弱性を除く。）が潜在すると知り、又は知り得るべきソースコード、プログラム、電子部品、機器等の埋込み又は組込みその他官側の意図せざる変更を行わず、かつ、そのために必要な相応の管理を行うものとする。

## 5 仕様書に関する疑義

この仕様書に関する疑義は、G L T－C G－Z 0 0 0 0 0 1 の 8.3 による。

# 市場価格調査依頼書

Bグループ(霧島演習場)

業 者 各 位

〒070-8630

旭 川 市 春 光 町 国 有 無 番 地

陸 上 自 衛 隊 旭 川 駐 屯 地

第 3 4 3 会 計 隊 契 約 班 古 川

TEL 0166-51-6111 (内) 3348

FAX 0166-51-6040

移動無線基地局車借上

について、総額での価格調査をお願いします。

1 依頼書提出期限 令和 8 年 9 月 30 日12時必着

2 付 記 この市場価格調査依頼は令和8年10月2日(金)11時30分に入札をする  
予定のものです。恐縮ですが、市場価格調査のご協力お願い致します。

|    | 品 名        | 規 格     | 数量 | 単位 | 単価 | 金額 | 備考   |
|----|------------|---------|----|----|----|----|------|
| 1  | 移動無線基地局車借上 | 仕様書のとおり | 1  | ST |    |    | (税抜) |
| 2  |            | 以下余白    |    |    |    |    |      |
| 3  |            |         |    |    |    |    |      |
| 4  |            |         |    |    |    |    |      |
| 5  |            |         |    |    |    |    |      |
| 6  |            |         |    |    |    |    |      |
| 7  |            |         |    |    |    |    |      |
| 8  |            |         |    |    |    |    |      |
| 9  |            |         |    |    |    |    |      |
| 10 |            |         |    |    |    |    |      |

| 業者名 | 担当者 |
|-----|-----|
|     |     |